担当技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）

※現地に配置する技術者は、以下の①～③のいずれかを満たす者を常時１名配置すること。

①　ＴＯＥＩＣスコアが650点以上を有すること。（その他十分な英語によるコミニケーション能力を証明できる資格でも可）

②　海外（英語圏又は主たる言語として英語を用い業務を実施した国）における２年間以上の延べ滞在実績を有する事。

③　英語圏において、４年制大学の学位を取得していること。

２）㋐１）から３）に対する国内支援業務は、下記のとおり見込むものとし、作業日数は実績により後日精算を行うものとする。

（日本）

管理技術者　延べ10人・日

主任技術者　延べ180人・日

担当技術者　延べ300人・日

技術員　延べ240人・日

㋓　通訳業務　受注者は、監督官の指示により、本業務に係る会議等の通訳を行うものとする。通訳業務に係る作業日数は以下を見込むものとし、実績により後日精算するものとする。

（ハワイ）　１日（３時間）×100回　１名

（グアム）　１日（８時間）×24回　１名

（東京）　１日（３時間）×５回　１名

※１　上記業務場所については、米国担当官等との調整により、変更される場合がある。

２　通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

ウ　その他

㋐　受注者は、イ㋑１）に示す各業務場所における移動手段に必要な車両（４～５人乗り）を１台見込み、後日精算するものとする。なお、監督官の指示により本車両において防衛省職員を送迎することがある。

㋑　受注者は、業務処理に当たっては、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。

㋒　受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成し、１ヶ月毎に取りまとめ監督官に報告するものとする。

㋓　受注者は、業務処理報告書の作成にあたり、実施した内容が確認できる資料、出勤簿（本業務に従事した記録を含む）及び給与支払明細書等の帳票類（電子データを含む）について整理し、保存するものとする。

㋔　受注者は、㋓において整理した資料について、監督官が受注者執務室に出向き確認を行う場合にはこれに協力するものとする。

㋕　経費（航空運賃、日当、宿泊費、交通費等）は、実費を当省の基準等により精査の上、後日精算するものとする。

㋖　精算に係る書類については３ヶ月毎に取りまとめ、速やかに監督官に提出するものとする。（１月から３月分については３月中に提出すること。）

㋗　受注者は、別途発注されるモニタリング業務の技術者等と調整を行い、業務の円滑な進行を促進するとともに、その内容を監督官へ報告するものとする。

㋘　ハワイにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。

㋙　受注者は、監督官の指示により、本業務の履行に支障がないよう業務内容の引き継ぎを受けるものとし、次年度の受注者が決まった場合には、必要な業務内容の引き継ぎを行うものとする。

エ　監督・検査　監督及び検査は、地方協力局地方協力企画課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

オ　業務を行う際の留意事項

㋐　米国担当官等との協議が必要な資料については、英訳を行う。また、米国担当官等から提供される英文資料のうち、監督官が指示するものについては和訳を行うものとする。

㋑　米国担当官等との会議・調整等日常的に英語を用いるため、受注者は１⑶イ㋓１）の技術者の語学力に応じた配置計画に留意する。

㋒　日本国外等における調査は、技術者が英語による関係者へのヒアリングを行うことがある。

⑷　履行期限　平成31年３月29日

⑸　その他本業務は、資料及び見積書等の提出を電子調達システムにより行う業務である。ただし、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては防衛省大臣官房会計課に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出するものとする。

２　参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている共同体であること。

⑴　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において「Ｂ」以上の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　同種又は類似業務の実績

カ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

キ　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ク　配置予定技術者の資格

ケ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

コ　配置予定管理技術者の平成29年12月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

サ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑵　共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年12月22日付支出負担行為担当官　防衛省大臣官房会計課会計管理官）に示すところにより防衛省競争参加資格において平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

⑶　技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　業務実施体制の妥当性

エ　配置予定担当技術者の経験